

令和二年第二回大阪広域水道企業団議会
七月臨時会会議録

議 会 事 務 局 書 記 上 野 萌

令和二年七月二十一日（火曜日）午後一時開議

○出席議員

一 番	伊豆丸 精二
二 番	小堀 清次
三 番	吉川 敏文
四 番	友永 修
五 番	坂口 福美
六 番	川西 二郎
七 番	池 淵 佐知子
九 番	前園 隆博
十 番	西尾 博道
十一番	中武 貞勝
十二番	下野 巖
十三番	坂本 尚之
十四番	草尾 勝司
十五番	池添 義春
十六番	宮本 哲
十七番	植松 栄次
十八番	大東 真司
十九番	川上 加津子
二十番	山下 亜緯子
二十一番	福田 英彦
二十二番	嶋野 浩一朗
二十三番	菱田 英継
二十四番	堀口 和弘
二十六番	井上 健太郎
二十七番	中谷 清豪
二十八番	永谷 幸弘

○欠席議員

二十九番	矢野 正憲
三十番	原 明美
三十一番	奥野 学
三十二番	西田 いく子
三十三番	井上 浩一
八 番	貫野 幸治郎
二十五番	島 弘一

○説明のため出席した者

企 業 長	永藤 英機
副 企 業 長	吉田 景司
理事兼経営管理部長	上田 伊宏
技術長兼事業管理部長	中田 耕介
経営戦略担当部長	中塚 肇
経営管理部副理事兼経営企画課長	松本 竜三
経営管理部危機管理課長	松村 博幸
経営管理部広域連携課長	田村 武志
経営管理部総務課長	小島 謙一
経営管理部会計課長	岡先 雅史
事業管理部副理事兼技術管理課長	向井 隆裕
事業管理部工務課長	堤 重徳
監 査 委 員	小田 利昭
経営管理部総務課参事兼監査委員事務局長	濱田 雄司

○職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	濱田 雄司
議 会 事 務 局 書 記	廣永 龍治
議 会 事 務 局 書 記	晴間 幸一
議 会 事 務 局 書 記	石田 治仁

○議事日程

- 第一 議席の指定
 - 第二 議長の選挙
 - 第三 副議長の選挙
 - 第四 会議録署名議員の指名
 - 第五 会期決定の件
(永藤企業長挨拶)
 - 第六 諸般の報告
 - 第七 第一号報告 令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件
(例月現金出納検査結果の報告)
 - 第二号報告 令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件
(吉田副企業長説明)
 - 第八 大阪広域水道企業団議会議員派遣の件
- 会議に付した事件
議事日程のとおり

午後一時 開会

○濱田議会事務局長 大阪広域水道企業団議会議員選出後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第七十条の規定により、臨時議長が職務を行うこととなっております。川西二郎議員に臨時議長を務めていただきますので、御紹介申し上げます。

御登壇願います。

(川西二郎議員登壇)

○川西議員 ただいま御紹介をいただきました池田市選出の川西二郎でございます。

地方自治法第七十条の規定により、臨時に議長の職務を行います。もとより議長選出までの限られた間でございますが、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。

○川西臨時議長 ただいまより令和二年七月臨時会を開会いたします。

○川西臨時議長 本日の会議を開きます。

○川西臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議員の議席は、議事の進行上、本職から指定することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川西臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○川西臨時議長 日程第二、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川西臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

本職において指名することに決定いたしましたので、議長に中谷清豪議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中谷清豪議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川西臨時議長 御異議なしと認めます。よって、中谷清豪議員が議長に当選されました。

ただいまより中谷清豪議員の議長就任の御挨拶を行います。

○川西臨時議長 中谷清豪議員。

(中谷清豪議員登壇)

○中谷議員 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道企業団議会議長に就任させていただきました中谷清豪でございます。

もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、広域水道事業の発展に努める所存でございます。

議員の皆様方並びに永藤企業長をはじめとする理事者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶いたします。あ

りがとうございました。

○川西臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長としての職務は終わりました。ありがとうございました。

○中谷議長 日程第三、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第十八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中谷議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

副議長に永谷幸弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました永谷幸弘議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中谷議長 御異議なしと認めます。よって、永谷幸弘議員が副議長に当選されました。

ただいまより永谷幸弘議員の副議長就任の御挨拶を行います。

○中谷議長 永谷幸弘議員。

(永谷幸弘議員登壇)

○永谷議員 副議長就任に際しまして御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長に就任させていただきましたことになりました永谷幸弘でございます。

中谷議長の下、議員各位の御支援を賜り、永藤企業長をはじめとする理事者の皆さんの御協力をいただき、微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営に最

善の努力を尽くしてまいります。

皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○中谷議長 副議長就任の御挨拶が終わりました。

○中谷議長 日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、矢野正憲議員及び原明美議員を指名いたします。

○中谷議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中谷議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○中谷議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。

永藤企業長。
（永藤英機企業長登壇）

○永藤企業長 大阪広域水道企業団企業長の永藤です。

本日は、令和二年第二回企業団議会七月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

本日の臨時会に提出の議案は、予算の繰越しに関する報告二件でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

さて、私が企業長に就任をいたしましたして一年が経過しました。二年目となる今年度は、昨年度に策定いたしました経営戦略に基づきまして、安全で良質の水

の安定供給に努めることはもちろん、経営的な施設整備や水道事業の統合など、広域化を推進してまいります。そして、将来の府域一水道の実現に向けて、決意も新たに取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、より一層、御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○中谷議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○中谷議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。

監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○中谷議長 日程第七、報告第一号及び第二号「令和元

年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件」外一件を一括議題といたします。

議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○中谷議長 吉田副企業長。

（吉田景司副企業長登壇）

○吉田副企業長 本議会に提出いたしました第一号報告

及び第二号報告につきまして御説明申し上げます。提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページを御

覧ください。第一号報告、令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

ページをおめくりいただき、二ページの水道事業会計（水道用水供給事業）の予算繰越計算書を御覧ください。

令和元年度の建設改良費の予算につきまして、工事

の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことなどにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、七億三千七百八十八万八千二百一十一円を令和二年度に繰り越すものがございます。

三ページの水道事業会計（市町村域水道事業）の予算繰越計算書を御覧ください。

表の上段を御覧ください。

令和元年度の忠岡水道事業における建設改良費の予算につきまして、関係者との調整に日時を要したことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、二千二百四十万七千円を令和二年度に繰り越すものがございます。

表の下段を御覧ください。

令和元年度の千早赤阪水道事業における建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、八百二十五万円を令和二年度に繰り越すものがございます。

四ページをお開きください。

次に、第二号報告、令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

五ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

令和元年度の建設改良費の予算につきまして、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、一億二千八百五万四千六百四十四円を令和二年度に繰り越すものがございます。

これらは、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により繰り越したもので、同条第三項の規定により御報告するものがございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○中谷議長 以上で副企業長の説明は終わりました。

これより日程第七の諸議案に対する質疑を行います。質疑は、お一人当たり、登壇回数三回まで、時間は質疑と答弁を合わせて三十分の範囲で行います。通告がありますので、指名をいたします。

○中谷議長 池渕佐知子議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 吹田市選出の池渕佐知子です。第一号報告

及び第二号報告について、一括して質問します。まず、それぞれの予算繰越計算書の説明欄に書かれている繰越し理由についてお尋ねいたします。工事施工状況の変化とは、具体的にどのようなものでしょうか。

また、関係機関との協議については、予定した以上に協議に時間がかかったことだと理解しますが、それはなぜでしょうか。それぞれ主なもの、あるいは金額が多いものについて、例としてお答えください。

次に、平成三十年から令和元年度に繰り越した影響により、令和元年の工事着手が遅れ、その結果、今回繰越しになったものがあればお答えください。

次に、さきにお尋ねした繰越しに至る理由の工事施工状況の変化、関係機関との協議については、これらの理由により工事期間に変更はないが、工事着手が遅れたため繰越しになったものと、工事期間そのものが延びたため繰越しになったものと、大きく二種類に分かれると思います。その工事期間そのものが延びたものはどれでしょうか、お答えください。

次に、工事期間が延びたことにより、工事管理費用など費用がかさむ場合があると聞いていますが、いずれの工事も工事契約額の増額はないと理解してよいで

でしょうか。

それから、入札不調の四件については、それぞれどのように対処されましたか。再入札などされたのでしょうか、お尋ねいたします。

これで一回目の質問といたします。

○中谷議長 これより答弁を求めます。

○中谷議長 堤工務課長。

(堤重徳事業管理部工務課長登壇)

○堤事業管理部工務課長 六点の御質問がございましたので、順にお答えいたします。

まず、工事施工状況の変化につきましては、具体的な例としまして、村野浄水場のオゾン設備の更新工事がございます。本件は、対象となるオゾン接触池を工事に際し停止する必要があるのですが、ほかの浄水処理工程で緊急的な措置を講じる必要が生じたことから、送水量を確保するために工事対象となるオゾン接触池の停止ができなくなり、繰越しする必要が生じました。また、寝屋川市内での弁室築造工事では、工事に伴い管路を断水する必要がありますが、バルブに不具合があり、その補修に日数を要したため、繰越しとなりました。

次に、繰越し理由の関係機関との協議につきましてお答えいたします。

具体的な例としましては、河南連絡管の送水管布設基本設計委託がございしますが、本件は、河川部における横断方法や施工方法など、河川管理者との協議に日数を要したために繰越しをする必要が生じました。

また、堺市内での送水管の更新工事では、立て坑の設置に際し、試験掘りを行った結果、ガス本管などが想定以上に近接しており、これらの管理者と施工方法などの調整に日数を要したため、繰越しとなりました。そのほかに、鉄道管理者や地元地権者との協議など

により繰越しとなった案件もございます。

次に、平成三十年度の繰越しの影響で、令和元年度に繰越しを行う必要が生じたものにつきましてお答えいたします。

具体的な例としましては、藤井寺ポンプ場内のバルブ改良工事など三件がございます。これらの実施に当たりましては、既設送水管の断水のため、別途整備しているバイパス送水管の稼働が必要となりますが、その完成が遅れたことにより繰越しとなりました。

次に、工事施工状況の変化、関係機関との協議が理由で繰越しとなった案件につきましては、対象工事十二件全てで工事期間を延長したものでございます。次に、工事期間が延びたことに伴う契約額の増額につきましてお答えいたします。

一般管理費などの諸経費は、工事費に対する率により計上されているため、費用が増額することはございませんが、工事に用いる矢板や覆工板など、設置期間に応じて賃料や損料が発生するものにつきましては、延長期間分の費用が増額されます。

最後の御質問ですが、一般の議員全員協議会で配付いたしました参考資料に記載の入札不調への対処につきまして、四件のうち三件につきましては、再度公告を行い、契約いたしました。ほかの一件につきましては、再度公告いたしましたしたが、再度入札不調となったため、地方公営企業法の規定に基づき随意契約をいたしました。

以上でございます。

○中谷議長 池渕議員。

(池渕佐知子議員登壇)

○池渕議員 二回目の質問をいたします。

工事期間が延びたことにより、矢板や覆工板などの設置期間に応じて賃料や損料の費用が発生するものが

あったとのことでした。延長期間分の費用が増額されているとの答弁でした。

では、どの工事が増額となり、その増額の額は幾らか、お尋ねいたします。

○中谷議長 堤工務課長。

(堤重徳事業管理部工務課長登壇)

○堤事業管理部工務課長 工事期間が延びたことにより費用が増額された案件は、寝屋川市内の弁室築造工事の一件でございます。この工期の延長に伴い、当初請負金額約七千三百万円に對しまして、約三百六十万円の増額となりました。

○中谷議長 池淵議員。

(池淵佐知子議員登壇)

○池淵議員 御答弁ありがとうございました。

工事実施に当たっては、工事施工状況が当初予定していたものから変化したり、関係機関との協議も、相手があることですから、想定よりも時間がかかったりすることはあり得ることです。それらについて、予定どおり工事が進まず、おのずと予算執行が遅れ、翌年度に予算繰越しすることについて、ゼロにすることは不可能であることは理解しています。しかし、予算繰越しの結果、後年度工事に影響を及ぼし、後年度も繰越しとなることがあり、また予算の増額を伴うことも答弁の中でありました。

これまでも、繰越しにならないよう御努力はされているとは思いますが、今後も可能な限り繰越しせずに事業遂行及び予算執行が計画的に進められるよう要望し、質問を終わります。

○中谷議長 池淵佐知子議員の質疑が終わりました。

以上で通告の質疑は終了しました。

これをもって、日程第七の諸議案に対する質疑を最終いたします。

なお、日程第七の報告二件につきましては、議決不要でありますので御了承願います。

○中谷議長 日程第八、大阪広域水道企業団議会議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第一百七条第一項の規定により、お手元に配付のとおり、大阪広域水道企業団の浄水施設等の調査に派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中谷議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、お手元に配付のとおり決定いたしました。

○中谷議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。
これをもって、令和二年七月臨時会を閉会いたします。

午後一時二十四分 閉会

臨時議長	川西 二郎
議長	中谷 清豪
副議長	永谷 幸弘
議員	矢野 正憲
議員	原 明美